

第39回 下呂市上下水道運営委員会

日時：令和7年10月3日(金) 午後1時30分から
場所：下呂市役所 3階会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 題

(1) 上下水道料金改定方針について 資料1

(2) 下水道使用料誤徴収事案の報告について 資料2

(3) 災害対応給水車の購入及び給水車車庫建設について 資料3

(4) 質疑応答

(5) その他

4. 次回開催予定

令和 年 月 日

5. 閉 会

上下水道料金改定方針について

1・第38回下呂市上下水道運営委員会(前回)のまとめ

委員からは一律で料金をあげる、基本料金の上げ幅を少なくするべき、という意見が多くありました。委員会での意見を踏まえ市長に協議します。

2・上下水道事業の現状と今後の見通し

事業の運営に必要な経費は、原則としてその事業から得られる料金収入などで賄うべきだとする「独立採算制」が地方公営企業法第17条に謳われています。

しかしながら、これまでの上下水道事業運営は、一般会計からの繰入金によってなんとか維持してる状況であり今後、想定される施設の老朽化に伴う更新や施設の強靱化を図るべく、施設耐震化の費用負担が増大し、経営を圧迫してくるものと考えられます。

また、収入においては人口減少による料金収入が減少することで、「独立採算制」の原理原則から益々かけ離れていきます。

これらを踏まえ、次のとおり改定方針の変更を提案します。

下呂市上下水道料金改定方針変更の提案について

下呂市上下水道運営委員会各位

下呂市上下水道料金改定については、物価高騰の傾向が続く昨今の社会情勢に鑑み、下記のとおり改定方針変更の提案をします。

提案1

下水道使用料金の改定は、現行の基本料金及び超過料金に対して一律5%を上乗せした額とする。その改定は、令和8年10月1日からとする。

提案2

水道料金の改定は、現行の基本料金及び超過料金に対して一律5%を上乗せした額とする。その改定時期は、今後の社会情勢の動向を注視しつつ、本委員会にて改めて提案する。

令和7年10月3日

下呂市長 山内 登

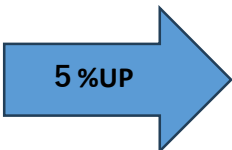
上下水道料金改定(案)比較表

下水道使用料改定比較表

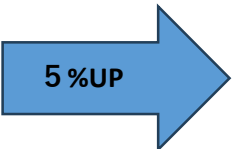
(税抜)

1 ヶ月分使用量	現行料金		増額金額	改定料金
10m ³	1,715円		85円	1,800円
20m ³	3,145円		155円	3,300円
30m ³	4,575円		225円	4,800円
40m ³	6,005円		295円	6,300円
50m ³	7,435円		365円	7,800円
60m ³	8,865円		435円	9,300円
70m ³	10,295円		505円	10,800円
80m ³	11,725円		575円	12,300円
90m ³	13,155円		645円	13,800円
100m ³	14,585円		715円	15,300円

水道料金改定比較表(口径13mm)

1 ヶ月分使用量	現行料金		増額金額	改定料金
10m ³	1,000円		50円	1,050円
20m ³	2,560円		120円	2,680円
30m ³	4,120円		190円	4,310円
40m ³	5,680円		260円	5,940円
50m ³	7,240円		330円	7,570円
60m ³	8,800円		400円	9,200円
70m ³	10,360円		470円	10,830円
80m ³	11,920円		540円	12,460円
90m ³	13,120円		600円	13,720円
100m ³	14,320円		660円	14,980円

水道料金改定比較表(口径20mm)

1 ヶ月分使用量	現行料金		増額金額	改定料金
10m ³	2,400円		120円	2,520円
20m ³	3,960円		190円	4,150円
30m ³	5,520円		260円	5,780円
40m ³	7,080円		330円	7,410円
50m ³	8,640円		400円	9,040円
60m ³	10,200円		470円	10,670円
70m ³	11,760円		540円	12,300円
80m ³	13,320円		610円	13,930円
90m ³	14,520円		670円	15,190円
100m ³	15,720円		730円	16,450円

上下水道料金改定に向けたスケジュール(案)

年 月	内 容
令和7年10月3日	第39回下呂市上下水道運営委員会 方針説明
令和 7 年12月	議会定例会 下水道使用料改定について説明
令和 8 年2月	第40回下呂市上下水道運営委員会 内容は未定
令和 8 年 3 月	議会定例会 下水道使用料改定条例の上程
令和 8 年 5 月	広報紙掲載 下水道使用料改定について
令和8年10月1日	下水道使用料改定運用開始

第 9 回議会全員協議会

実施年月日：令和 7 年 8 月 1 9 日

担当部局：上下水道部下水道課

下水道使用料金誤徴収と返還について

今般、下水道使用料金の誤徴収が判明しましたので、その経緯と誤徴収金等の返還に向けた今後の対応について報告します。

なお、誤徴収の相手方については、「事業者」「A店舗」等とし、地域についても非公表とします。

① 誤徴収の経緯

事業者は同一敷地内に、別棟の A と B の 2 店舗を営業していましたが、B 店舗の営業を終了したため、B 店舗の取り壊し手続きに入りました。

令和 7 年 7 月に、B 店舗の取り壊しに伴う下水道管撤去について調査した設備業者より「下水道への接続が確認できない」旨の報告が市にあったため、過去の経緯を調査してきました。

調査の結果、事業者は平成 18 年 7 月に 2 店舗とも下水道に接続する申請を行い、工事を進めていましたが、事業者側の都合で A 店舗しか接続しなかったにも関わらず、市側は認識誤りにより 2 店舗とも接続されたものとし、未接続の B 店舗にも下水道使用料金を賦課、徴収していたことが判明したものです。

誤って賦課、徴収していた期間は、A 店舗接続後の平成 18 年 11 月から、B 店舗の上下水道使用終了の令和 7 年 6 月までの 18 年 8 ケ月にわたり、その間の誤徴収金額は 6,581,574 円となっています。

② 返還について

誤徴収の原因は市側の事務誤りであるため、誤徴収金全額を返還する旨を事業者にも説明しご理解いただきましたが、誤徴収金にかかる還付加算金等については、事業者側でも検討したい旨の申し出があり、現在協議を進めています。

誤徴収金と還付加算金等については、協議が整った後、議会に補正予算を計上し、可決後、事業者と示談書により示談し返還する予定です。

上下水道運営委員会

年月日 令和 7 年 10 月 3 日

担当課 上下水道部 水道課

災害対応給水車の購入について

1. 購入理由

水道施設・管路の老朽化が進み、豪雨災害や大地震発生による断水事故や被害の長期化が懸念されることから、緊急時に効率的かつ迅速な給水活動を行うため。

2. 仕 様

日野自動車（株）製 災害対応給水車、最大積載容量 2,000L（水）
水ポンプ装備（吐出量 320L/min）※配水池等への給水が可能

3. 費 用

19,470,000 円（税込、当初）

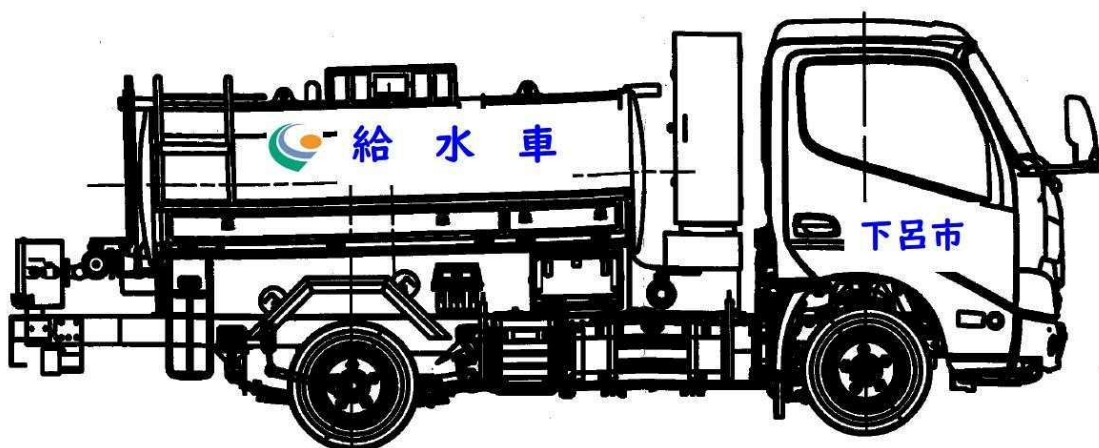
4. 納入箇所

下呂市東上田地内（下呂浄水場）

5. 納入時期

令和 7 年 10 月下旬又は 11 月上旬

【給水車イメージ】



給水車車庫建設について

1. 施工理由

給水時の拠点と成りえる下呂浄水場内に、災害対応給水車の屋根付き保管場所を設けるため。

2. 施工箇所 下呂市東上田地内（下呂浄水場）

3. 施工内容 鉄骨造平屋建（1棟） A=79.28 m²
電気設備工事 N=1 式

4. 費用 5,830,000 円（税込、当初）

5. 完成予定 令和7年10月上旬

【車庫イメージ】

